

# 造林地所有者及び造林者の皆様へ

～所有者や権利関係に変更がありそうな場合は事前にご連絡を～

森林整備センターにご連絡いただきたい例

契約土地について所有権の  
名義変更の可能性が発生した

- 相続が発生した
- 造林地の売買を持ちかけられた
- 造林地を他の人に譲りたい など

契約土地について新たな  
権利設定（登記）を行いたい  
との連絡があった

- 第三者が地役権等の登記を求めてきた
- 第三者が地上権等の仮登記を求めてきた など

国土調査（地籍調査）が  
実施される（た）

- 市町村から調査の連絡がきた
- 調査結果の確認依頼がきた など

※ 無断で契約土地の売買や新たな権利設定を行うことはできませんので、第三者からこのような働きかけがあっても、まずは応じず、センターに連絡してください。

ご不明な点については、所管する森林整備センターの整備局または水源林整備事務所までお尋ねください。

また、ご連絡の際は、お手元にある分収造林契約書をご準備いただけますと、照会等の手続き時間が短くなりますので、ご協力をお願いします。

■ 整備局等の所在はこちら

<https://www.green.go.jp/shozaichi/index.html>



国立研究開発法人森林研究・整備機構  
森林整備センター  
Forest Management Center

